

## 1 広報広聴及び情報公開のための施策

1	広報	32
2	広聴	38
3	情報公開	42



## 広報広聴及び情報公開のための施策

広報広聴及び情報公開のための施策の目的は、都政の情報を都民に迅速に分かりやすく知らせるとともに、都民の多様な声に丁寧に対応し、都政に反映させることにより都民と都政のよりよいコミュニケーションを図り、都政に対する都民の理解と共感を得ることにある。このため、広報広聴部と各局広報・広聴部門との密接な連携に努め、都政の重要課題や都民の関心の高い事業を中心に、積極的に広報広聴活動を展開するとともに、情報公開制度や個人情報保護制度の円滑な運営にも努めている。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、国内外の人々に対し東京の魅力や都政の情報を効果的に発信している。主な事業は、次のとおりである。

### 1 広報

- (1) 「広報東京都」、テレビ・ラジオ、都庁総合ホームページ等による広報活動を中心に、より効果的な広報を行うため、広報広聴に係る総合的な連絡調整を行っている。
- (2) 月1回発行している「広報東京都」、新聞広告や雑誌広告・交通広告等による都政広報を実施している。
- (3) テレビ・ラジオを利用し、東京都提供番組を放送するほか、CM枠の活用により、施策等の情報発信を行っている。
- (4) インターネットを活用し、都庁総合ホームページ、ソーシャルメディア、東京都公式動画チャンネル「東京動画」、「とちょうダイアリー」による都政広報を行っている。
- (5) 写真、シティホールテレビ、「とちょうダイアリー」により都政の動向等を記録している。
- (6) 都政の重要課題について、知事が直接都民の声を聴くとともに、都政の方向性を直接発信することを目的として、知事と議論する会を開催している。
- (7) 東京2020大会前後の変化する東京の姿を記録し発信するため、記録映像を制作している。

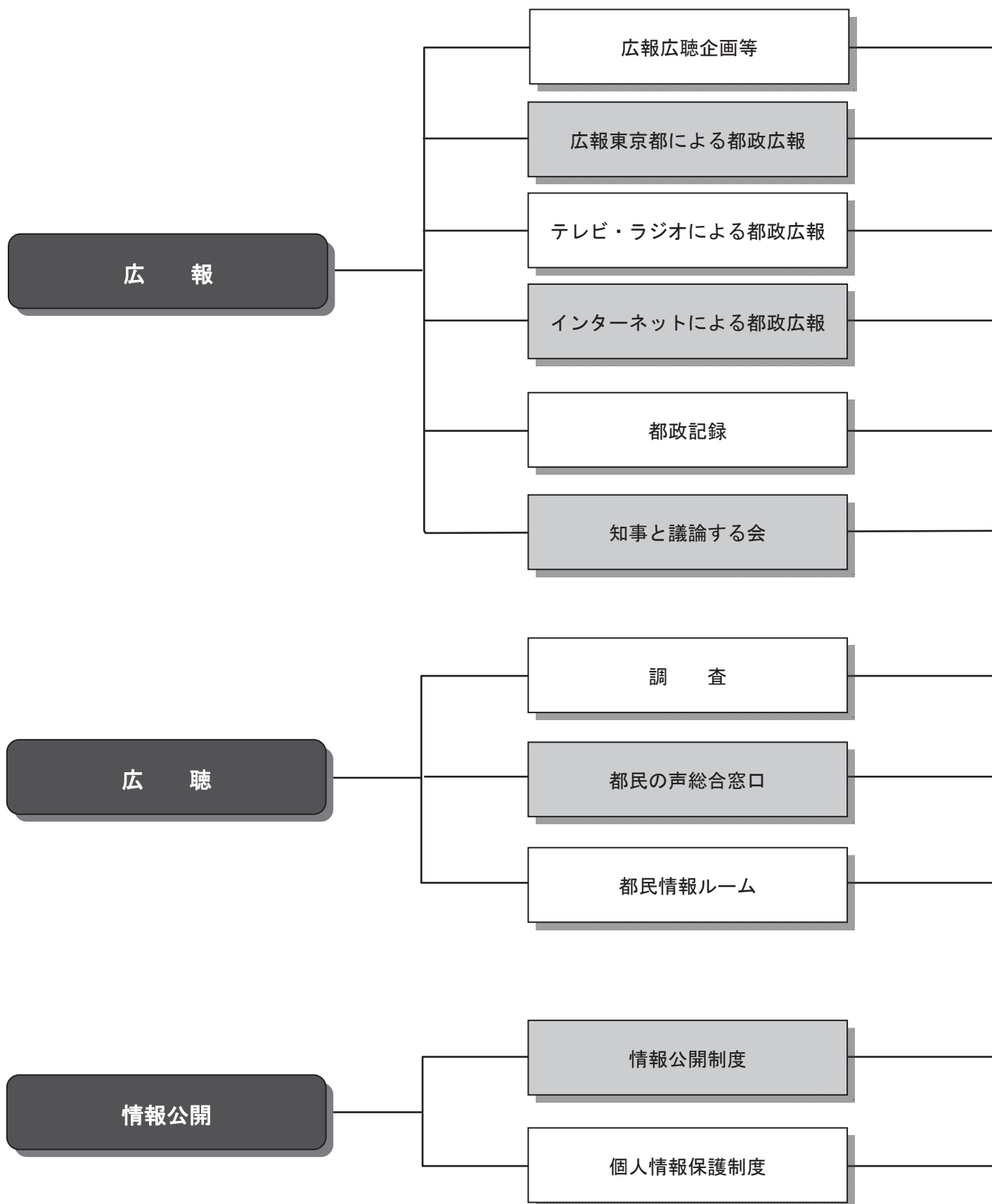
### 2 広聴

- (1) 都民の意識を統計的手法を用いて把握する「世論調査」、インターネットの特性を活かした「インターネット都政モニター」による調査を行っている。
- (2) 都民から、都政に対する提言・意見等を受け、適切に対応するとともに、この内容を集計・分析して都政にフィードバックしている。都民からの問合せや相談に対応し、適切な情報を提供している。
- (3) 最新の都政情報の提供や都政刊行物の販売を行う都民情報ルーム（都庁第一本庁舎3階南側）を運営している。

### 3 情報公開

- (1) 東京都情報公開条例に基づき、都における公文書開示制度を運用するとともに、ICTの活用等による積極的な情報公表・提供等により、開かれた都政の推進に取り組んでいる。
- (2) 東京都個人情報の保護に関する条例及び東京都特定個人情報の保護に関する条例に基づき、都における個人情報・特定個人情報保護制度を円滑に運営し、個人の権利利益の保護を図っている。

事業の体系



・広報広聴に係る総合的な企画及び連絡調整を行う。

・「広報東京都」等、印刷媒体を用いた広報を行う。

・テレビ・ラジオを利用し、都民向けの放送番組を提供する。

・インターネットを活用し、都民に情報を提供する都庁総合ホームページ等を運営する。

・都政記録写真、シティホールテレビ、「とちょうダイアリー」により都政の動向等を記録する。

・知事が、都政の重要課題について直接都民と対話する。

・都民の意識を統計的手法を用いて把握する「世論調査」、インターネットを用いた「インターネット都政モニター」調査を行う。

・都民からの提言・意見等を受け、都政にフィードバックする。  
 ・都民からの問合せや相談に対応し、適切な情報を提供する。

・最新の都政情報の提供や都政刊行物の販売を行う都民情報ルームを運営する。

・法令等に基づき、都における情報公開制度を円滑に運営する。

・法令等に基づき、都における個人情報・特定個人情報保護制度を円滑に運営する。

## 1 広報（広報広聴部広報課）

広報広聴部広報課は、都政全般にわたる広報を所管する部門として、「広報東京都」、テレビ・ラジオ及びインターネット等の媒体により、都民に対して都政情報の提供を行っている。また、写真、シティホールテレビ（CHTV）及び「とちょうダイアリー」による都政記録を行っている。

さらに、庁内各局との会議の開催や連絡調整を行うとともに、他道府県等とも情報交換するなど、広報広聴活動の向上に努めている。

### (1) 広報広聴企画等

よりよい広報広聴活動を行っていくためには、「都民の都政に対する要望は何か」、「都が都民に伝えるべきことは何か」、「都民が求めている情報は何か」が、常に正しく把握されていなければならない。そのために庁内各局との連携を密にし、効果的な広報広聴活動を計画的に実施している。

#### ア 東京都広報広聴会議

都における情報の連絡調整を円滑に行い、開かれた都政のより一層の推進及び広報広聴関連施策の充実を図るために、各局広報広聴担当部長で構成する東京都広報広聴会議を設置し、運営している。

#### イ 重点広報テーマによる広報の実施

都政の重要な課題や施策に関してテーマを設定し、内容、時期、広報媒体の組み合わせ等について検討を行い、訴求テーマや訴求対象者に応じて、新聞、交通広告、デジタルサイネージ（電子看板）、WEB広告などの広報媒体を活用し、計画的・重層的な広報展開を図っている。

令和2年度においては、「人権週間」等に加え、新型コロナウイルス感染症対策を重点広報テーマに位置づけ、民間の知見に基づく助言等を踏まえながら、テレビ・ラジオCM、新聞広告、デジタルサイネージ（電子看板）、東京都公式動画チャンネル「東京動画」への掲載等を組み合わせて情報発信を行っている。

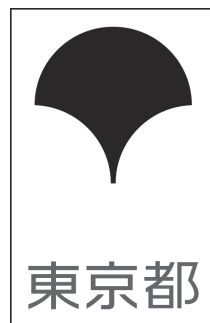
#### ウ 「東京都広報コンクール」

区市町村の行政広報の向上と、都と区市町村との連携による広報活動のより一層の充実を図るため、区市町村を対象として、東京都広報コンクールを実施し、入選作品には知事賞を贈呈している。

例年、東京都広報コンクールの表彰式と併せて、各局広報担当者及び区市町村広報担当者等の広報力のレベルアップを目的とした広報セミナーを開催している。

#### エ シンボルマークの管理

東京都シンボルマーク及びロゴタイプ等ビジュアルデザインを保護するため、適正な使用及び管理に努めている。また、都民等から使用申請があった場合は、内容を精査して使用の承認を行っている。



(2) 広報東京都による都政広報

全都民を対象に「広報東京都」を発行し、都政の重要施策や都民生活にかかわりの深い情報を刊行物により提供している。

媒体名		内 容	発行計画 (令和2年度)	実績 (令和元年度)
広 報 東 京 都	活字版	都政の重要施策についての分かりやすい解説や、都民生活に必要なお知らせ等を盛り込んでいる。配布方法は、主要日刊紙（6紙）への新聞折り込みが主体である。新聞非購読者のためには、区市町村、福祉事務所、保健所、郵便局などの窓口、都営地下鉄・JR・私鉄の駅、大学、金融機関、公衆浴場等で配布している。	年12回 4頁 1回 8頁 8回 12頁 3回 上期： 309万部/回 下期： 303万部/回	年12回 8頁 6回 12頁 6回 上期： 322万部/回 下期： 318万部/回
	WEB版	活字版「広報東京都」の内容を都庁総合ホームページで提供している。 スマートフォン用アプリへの掲載及び誰でも二次利用可能なオープンデータの公開を行っている。	年12回	年12回
	点字版	点字を解読できる視覚障害者向けに、活字版「広報東京都」の内容を点字に翻訳し、希望者へ配付している。	年12回 930部/回	年12回 920部/回
	音声版	点字を解読できない視覚障害者向けに、活字版「広報東京都」の内容をカセットテープに吹き込み、希望者へ貸し出している。また、デジター規格(CD-ROM)の公共施設への配付及び希望者への配付も行っている。	年12回 テープ版： 770組/回、 1組=2本 (90分テープ) デジター版： 1,000枚/回	年12回 テープ版： 750組/回、 1組=2本 (90分テープ) デジター版： 940枚/回

(3) テレビ・ラジオによる都政広報

テレビ・ラジオによる広報では、以下の番組のほか、番組内及びスポットでCMを放送している。

また、4月から新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により、新たな番組を放送している。

令和2年4月23日～9月30日「東京インフォメーションイブニング」

TOKYO MX 月曜～金曜 18:25～18:30 (※祝日 18:15～18:20)

# 令和2年度 東京都提供テレビ・ラジオ番組

## テレビ番組


**東京サイト**

生誕に密着した都政の話題をお伝えします。



テレビ朝日  
月～金曜日  
13:45～13:49  
出演：林恵さく姫

**東京交差点**



東京の文化の想い手に  
伝統と革新という切り口  
でインタビュー。その魅力に迫ります。

テレビ東京  
火曜日  
21:54～22:00  
ナレーション：上川 隆也

**東京 Good!**

東京の新たな魅力を  
発見！  
様々な「GOOD!」  
を紹介します。

テレビ東京  
月曜日 21:54～22:00

**東京インフォメーション**

都政の最新情報を、月～金曜日のあさ  
毎日生放送でお伝えします。

TOKYO MX  
月～金曜日 7:15～7:20

## ラジオ番組

**都民ニュース**

身近な都政情報やイベント情報などを  
お知らせします。

TBSラジオ  
月～土曜日 8:47～8:52  
日曜日 16:45～16:50

**TOKYO City Information**

英語による都政・生活情報案内です。

InterFM897  
土曜日 9:56～9:59  
(再放送 日曜日 9:56～9:59)



(4) インターネットによる都政広報

ア 都庁総合ホームページの運営

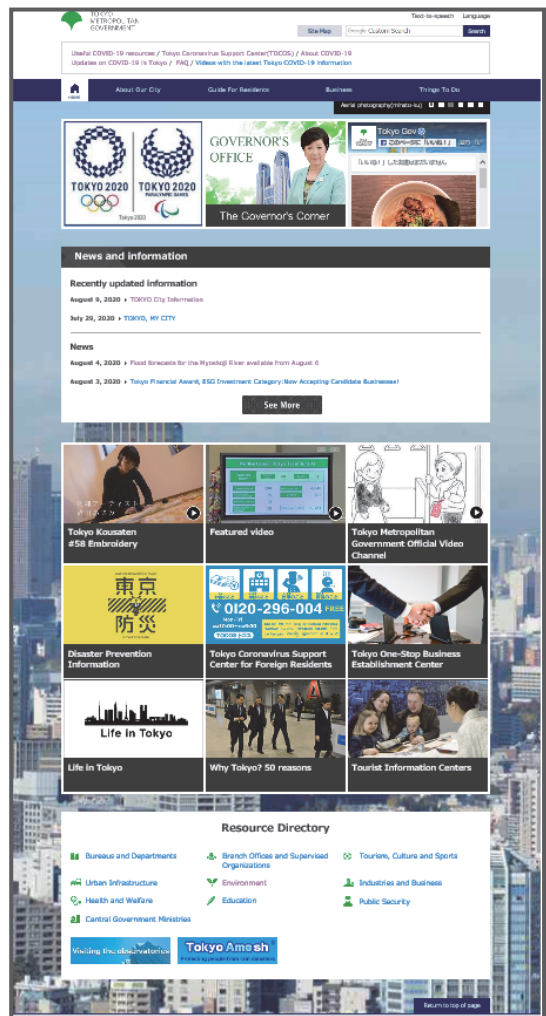
都庁総合ホームページでは、都政全般や都民生活に関わる情報を、インターネットを活用して迅速かつ分かりやすく都民に提供するため、日本語版及び外国語版(英語、中国語、韓国語)を運営している。また、平成29年12月「東京都公式ホームページデザインガイドライン」を策定し、公式ホームページとして各局ページのデザインの統一感を持たせ、さらに、令和2年1月にはトップページをリニューアルして発信力の向上を図っている。

都庁総合ホームページトップページ

【日本語版】



【外国語版】



新型コロナウイルス感染症に関しては、関連情報をまとめたリンク集ページ(日本語・英語・中国語・韓国語・やさしい日本語)を作成したほか、「いのちを守る STAY HOME週間」の特設ポータルサイトの開設、タイルバナーを活用した各種特設サイトへの誘導など、柔軟かつタイムリーな情報発信を行った。

#### イ 各局ホームページの運営支援

「伝わる広報」の実現に向け、対象サイトにアクセス解析ツールを導入し、ユーザの流入経路や閲覧時間、閲覧者の所在地域、デバイスカテゴリなどを把握・分析することで、ホームページの改善につなげている。

#### ウ ソーシャルメディア（SNS）を活用した情報発信

広報課では、Twitter及びLINEの公式アカウント、Facebookの公式ページを開設し、都民生活に関わるお知らせやイベント情報など、様々な都政情報をタイムリーに発信している。また、動画共有サイトYouTubeの公式チャンネル「東京都」やInstagram等を開設し、東京や都政に関する動画や写真を配信している。

これらのアクセス状況を確認して効果的に発信するとともに、令和2年4月に東京都SNS公式アカウント運用指針等を示し、各局での活用を支援している。

#### エ 東京都公式動画チャンネル「東京動画」

庁内各局などで制作した動画を集約したポータルサイト「東京動画」(<https://tokyodouga.jp/>)を開設し、動画による都政情報をワンストップで提供している（平成29年8月開設）。

「東京動画」ではインターネット専用番組の制作・配信を行うほか、各局で制作した施策のPR映像の配信や地上波で放送した東京都提供テレビ番組の二次利用配信を行っている。



東京都公式動画チャンネル

#### オ 新型コロナウイルス感染症に関する知事からの情報発信

新型コロナウイルス感染症の拡大防止や、都民の不安解消を図るため、知事によるメッセージや新型コロナウイルス感染症に関する最新の情報などを、「東京動画」及びYouTubeでライブ配信している。

### (5) 都政記録

#### ア 都政記録写真

変貌を続ける東京の姿、都政の動き、都民の生活を記録するとともに、東京都が発行している各種印刷物や都庁総合ホームページ等の写真原稿を作成している。また、記録写真については、教育、報道、出版、観光振興等を目的とする場合に、都政記録写真WEB検索システムにより、画像データの提供を行っている。

#### イ シティホールテレビ（CHTV）の運営

シティホールテレビは、職員に都政の情報を共有し、都政に対する理解を深めることを目的とし、都庁第一本庁舎、第二本庁舎及び都議会議事堂並びに警視庁及び東京消防庁の本庁舎内にて自主放送を行っている。

ウ とちようダイアリー

平成31年3月に、都庁総合ホームページに新コンテンツ「とちようダイアリー」を開設し、都政の動きや都庁舎内のお知らせなどの情報を発信している。

都が実施したイベントや会議等取材し、開催の様子や内容などを写真とともに掲載する「都政レポート」と、都庁舎のライトアップや都庁内でのイベントなど来庁者向けの情報を掲載する「都庁舎内のお知らせ」を、随時更新している。

(6) 知事と議論する会

知事と議論する会は、都政の重要課題について、知事自身が直接、都民の提言等を聴き、都政の方向性を発信することによって、都民との信頼関係を構築することを目的として実施している。

・令和元年度実績

実施時期	開催場所	テーマ
令和元年11月19日（火）	秋葉原	先端技術で切り拓く東京の未来

## 2 広聴（広報広聴部都民の声課）

広報広聴部都民の声課における広聴事業には、都民の声を広く取り入れ都政に反映させていく役割及び都民の提言・意見等を受け付け、適切に対応する機能が求められている。

### (1) 調査

#### ア 世論調査

世論調査は、都民生活などに関するテーマについて、「都民が何を考え、何に不満を持ち、何を施策に期待しているか」など、都民の意見や意識を統計学的手法を用いて把握することによって、

- ・ 都政に対する都民の期待や要望・意見など都民の声を都政にフィードバックする。
- ・ 条例や計画立案の際の参考資料とする。
- ・ 都民の生活意識（態度）など基礎的データを収集し、都政運営の方向性や問題点を探る。

ことを目的として、昭和26年度に開始した。

都内に住む満18歳以上の男女から無作為に抽出した3千人を対象に、個別訪問面接聴取法（調査員が直接訪問し、聞き取る方法）により実施している（新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は、対象を4千人に、調査方法は郵送法（WEB回答の併用）としている。）。

#### ・ 令和元年度実績

調査時期	発表時期	テーマ
元年6月	元年11月	都民生活に関する世論調査*
元年9月	2年1月	食生活と食育に関する世論調査
元年11月	2年3月	オリンピック・パラリンピック開催、障害者スポーツに関する世論調査

\*調査項目である「都政への要望の経年変化」については、次頁参照

#### イ インターネット都政モニター

インターネットの特性を活かし、都政の緊急課題等に関する意見・要望等を迅速に把握するため、インターネット都政モニター制度を実施している。

年1回、都内に居住する満18歳以上の方を対象にモニターを募集し、性別、年代、地域などを考慮の上500人を選定して、年度内にアンケートを7回程度実施している。

#### ・ 令和元年度 アンケート実績

実施時期	発表時期	テーマ
元年6月	元年8月	犯罪被害者等支援について
元年7月	元年9月	食品の安全性について
元年7月	元年10月	長期戦略の策定に向けて
元年9月	元年11月	東京と都政に対する関心
元年11月	2年1月	障害者差別解消条例等について
元年11月	2年2月	東京の住まいについて

都政への要望の経年変化（都民生活に関する世論調査）

○ 都政全体について、特に力を入れて取り組んでもらいたいと選択された要望の順位（一人5つまで選択可能）

※ 単位は、世論調査回答者数に対する、当該要望を選択した人数の割合

順位	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
1	治安	防災	防災	防災	防災	高齢者	高齢者	防災	高齢者	高齢者
2	高齢者・衛生	高齢者	高齢者	高齢者	高齢者	防災	防災	防災	防災	防災
3	医療・衛生	医療・衛生	医療・衛生	医療・衛生	医療・衛生	医療・衛生	医療・衛生	医療・衛生	医療・衛生	医療・衛生
4	防災	防災	防災	防災	防災	防災	防災	防災	防災	防災
5	環境	環境	環境	環境	環境	環境	環境	環境	環境	環境
6	行政	行政	行政	行政	行政	行政	行政	行政	行政	行政
7	消費生活	消費生活	消費生活	消費生活	消費生活	消費生活	消費生活	消費生活	消費生活	消費生活
8	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全
9	少子化・子供	少子化・子供	少子化・子供	少子化・子供	少子化・子供	少子化・子供	少子化・子供	少子化・子供	少子化・子供	少子化・子供
10	土地・住宅	土地・住宅	土地・住宅	土地・住宅	土地・住宅	土地・住宅	土地・住宅	土地・住宅	土地・住宅	土地・住宅
11	学校教育	学校教育	学校教育	学校教育	学校教育	学校教育	学校教育	学校教育	学校教育	学校教育
12	まちづくり	まちづくり	まちづくり	まちづくり	まちづくり	まちづくり	まちづくり	まちづくり	まちづくり	まちづくり
13	青少年	青少年	青少年	青少年	青少年	青少年	青少年	青少年	青少年	青少年
14	公園・緑地・水辺	公園・緑地・水辺	公園・緑地・水辺	公園・緑地・水辺	公園・緑地・水辺	公園・緑地・水辺	公園・緑地・水辺	公園・緑地・水辺	公園・緑地・水辺	公園・緑地・水辺
15	職業・雇用	職業・雇用	職業・雇用	職業・雇用	職業・雇用	職業・雇用	職業・雇用	職業・雇用	職業・雇用	職業・雇用
16	中小企業	中小企業	中小企業	中小企業	中小企業	中小企業	中小企業	中小企業	中小企業	中小企業
17	道路	道路	道路	道路	道路	道路	道路	道路	道路	道路
18	障害者（児）	障害者（児）	障害者（児）	障害者（児）	障害者（児）	障害者（児）	障害者（児）	障害者（児）	障害者（児）	障害者（児）
19	水道・下水道	水道・下水道	水道・下水道	水道・下水道	水道・下水道	水道・下水道	水道・下水道	水道・下水道	水道・下水道	水道・下水道
20	男女平等	男女平等	男女平等	男女平等	男女平等	男女平等	男女平等	男女平等	男女平等	男女平等
21	文化・芸術	文化・芸術	文化・芸術	文化・芸術	文化・芸術	文化・芸術	文化・芸術	文化・芸術	文化・芸術	文化・芸術
22	都営交通	都営交通	都営交通	都営交通	都営交通	都営交通	都営交通	都営交通	都営交通	都営交通
23	生涯学習・社会教育	生涯学習・社会教育	生涯学習・社会教育	生涯学習・社会教育	生涯学習・社会教育	生涯学習・社会教育	生涯学習・社会教育	生涯学習・社会教育	生涯学習・社会教育	生涯学習・社会教育
24	都市外交	都市外交	都市外交	都市外交	都市外交	都市外交	都市外交	都市外交	都市外交	都市外交
25	市民活動	市民活動	市民活動	市民活動	市民活動	市民活動	市民活動	市民活動	市民活動	市民活動
26	観光振興	観光振興	観光振興	観光振興	観光振興	観光振興	観光振興	観光振興	観光振興	観光振興
27	地域活動	地域活動	地域活動	地域活動	地域活動	地域活動	地域活動	地域活動	地域活動	地域活動
28	都市外交	都市外交	都市外交	都市外交	都市外交	都市外交	都市外交	都市外交	都市外交	都市外交

(2) 都民の声総合窓口

ア 「都への提言・意見等」及び「都政一般相談」

都民の声総合窓口を設置し、都民から寄せられた「都への提言・意見、要望、相談等」について集計、分析を行い、その内容や傾向等をまとめて公表している。これらの提言・意見等は、問題の解決と施策等への反映を図るため、関係各局にその内容を伝達し、必要に応じて対応経過報告を求めている。

また、都政一般相談として都政等の諸問題に係る都民からの相談や問合せ等に対し、適切な助言や情報提供を行うことで、都民と都政を結ぶパイプの役割を果たしている。

・都民の声総合窓口の令和元年度実績

<行政分類別件数>

行政分類	件数
知事（知事への声）	7,307
行政一般	3,152
安全	12,241
産業・労働	1,228
くらし	1,194
環境	760
福祉・衛生・健康・医療	13,797
都市基盤・まちづくり	4,302
教育・文化	3,805
スポーツ	3,744
その他	17,882
計	69,412

<区分別件数>

区分	件数
提言・意見	48,413
苦情	703
要望	666
相談・問合せ等	19,630
計	69,412

<経路別件数>

経路	件数
メール	42,516
ファクス	1,365
郵送	795
電話	24,122
来訪等	614
計	69,412

イ 専門的な相談

(7) 交通事故相談

交通事故による被害者の救済を図ることを目的として、専門の相談員が弁護士の助言を受けて損害賠償額、示談のしかた、保険請求の手續、生活更生問題などの相談に応じている。また、区市の交通事故相談員や担当者への研修を行い、相談機能の充実を図っている。

・相談日時 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く。） 午前9時～午後5時

・令和元年度実績

<内容別相談件数>

区 分	件数 (件)	割合 (%)
賠償問題	4,232	86.2
更生問題	310	6.3
その他	370	7.5
合 計	4,912	100.0

<被害者・加害者別相談件数>

区 分	件数 (件)	割合 (%)
被害者	3,991	81.3
加害者	786	16.0
その他	135	2.7
合 計	4,912	100.0

<経路別相談件数>

区 分	件数 (件)	割合 (%)
来 訪	646	13.2
電 話	4,266	86.8
郵 送	0	0
合 計	4,912	100.0

(4) 外国人相談

外国人から寄せられる生活に関する相談から在留資格や家族問題など法律問題の絡む専門的な相談まで様々な相談に応じる。これらに対して適切な助言を行うとともに、専門的機関に関する情報を提供することにより、外国との制度や習慣の違いからくるトラブルに相談対応し、外国人と都政を結ぶ役割を果たしている。また、区市の外国人相談員への研修を行い、相談機能の充実を図っている。

・対応言語及び相談日時

対応言語	開設曜日	相談時間
英 語	月～金	午前9時30分～12時 午後1時～5時 (祝日・年末年始を除く。)
中国語	火・金	
韓国語	水	

・令和元年度実績

<内容別相談件数>

項 目	件数 (件)	割合 (%)
くらし一般	507	22.3
入国関係	362	15.9
婚姻・結婚	276	12.1
しごと	245	10.8
事件・事故	243	10.7
医療・社会保障	220	9.7
すま い	160	7.0
教育・余暇	157	6.9
消 費 者	73	3.2
生 活 環 境	31	1.4
計	2,274	100.0

<経路別相談件数>

区 分	件数 (件)	割合 (%)
来 訪	307	13.5
電 話	1,954	85.9
郵 送	13	0.6
計	2,274	100.0

(3) 都民情報ルーム

都庁第一本庁舎3階にある都民情報ルームにおいて、最新の都政情報の提供、情報公開、都政刊行物の販売を行っている。

ア 都政資料の閲覧・相談・貸出

各局で作成した最新の都政刊行物や行政資料に、都内の区市町村、道府県、国等の資料も加え、約3万点の都政資料を「資料閲覧コーナー」で都民の閲覧に供するとともに、資料相談にも応じている。また、資料の貸出（3冊、2週間）やコピーサービス（1枚10円）も実施している。

・令和元年度実績

利用者数	62,185人
資料貸出数	3,052冊
資料相談者数	29,287人

イ 映像による情報提供

「映像コーナー」において、都政記録写真データ使用申請の受付、映像データの視聴及び貸出（3本、2週間）を行っている。

・令和元年度実績

写真データ使用申請受付件数	39件
映像データ視聴数	42本
映像データ貸出数	33本

ウ 都政刊行物の販売

「刊行物販売コーナー」では、各局が編集発行した都政刊行物のうち、特に都民からの需要の多いものを有償刊行物として指定し、都民に提供している。また、都庁に来られない都民も都政刊行物が入手できるよう、書店等と販売協定を締結し、書店での購入やウェブストアからオンラインで購入できる措置をとっている。

・令和元年度実績

刊行物販売部数	27,722冊
刊行物販売金額	10,848,270円

3 情報公開（広報広聴部情報公開課）

広報広聴部情報公開課は、都民に対する都政の説明責任を全うし、開かれた都政の推進を図るため、情報公開制度を運用するとともに、個人情報の取扱いの適正化を通じて個人の権利利益の保護を図るため、個人情報保護制度を運用している。

(1) 情報公開制度

東京都情報公開条例に基づき、都民等からの請求に応じ、都に、その保有する公文書の開示を義務付ける公文書開示制度を運営するとともに、ICTの活用等による情報公表や提供など情報公開の総合的推進に努め、公正で透明な行政の推進を図っている。

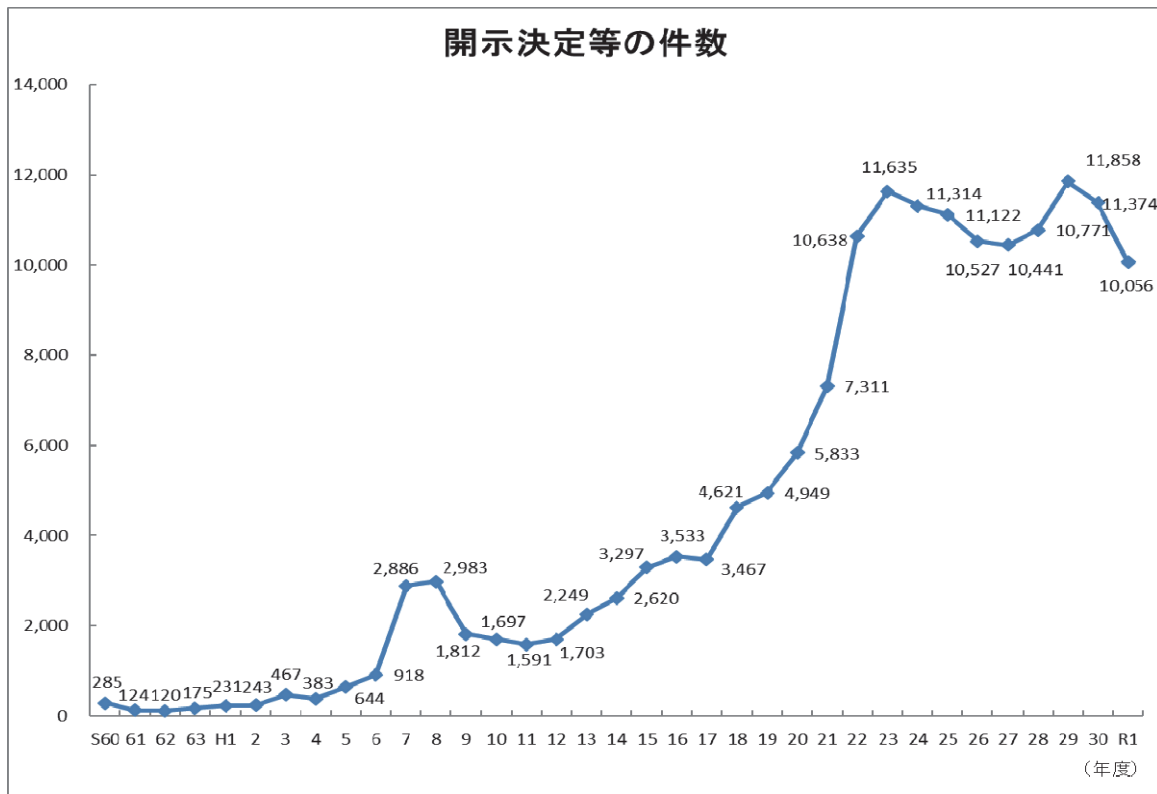


ア 公文書開示事務

公文書開示の総合窓口として、公文書開示の相談、受付を行うほか、公文書の開示・非開示決定に当たっての全庁的調整、公文書開示状況の集計及び公表を行っている。

・令和元年度 公文書開示請求の処理状況 (単位：件)

開示決定等の件数	開 示	一部開示	非 開 示	不存在等
10,056	6,046	2,716	125	1,169



イ 公文書情報提供サービス

公文書開示請求によらずに、簡便に行政情報が入手できる方法として、都民等からの電子申請による情報提供依頼を受けて、公文書情報の電子データを無料で提供するサービスを行っている（平成29年10月開始）。

・令和元年度 公文書情報提供サービスの処理状況 (単位：件)

全部提供	一部提供	審査却下(※)	受付不受理(※)	合計
1,240	172	82	64	1,558

※サービス依頼要件（ファイル数、ファイル容量等）を満たさない、個人情報を含む等の事由により提供できない事例

### ウ 公文書情報公開システム

開示請求や情報提供依頼が多い公文書情報をあらかじめデータベースに登録することにより、都民等が随時データベースを検索し、公文書情報を無料で即時にダウンロードすることができるサービスを行っている（令和元年7月開始）。

・令和元年度 公文書情報公開システムの運用状況 （単位：件）

公文書情報登録（令和2年3月末時点）	6,275
ダウンロード（令和元年7月～令和2年3月）	684,606

### エ 東京都情報公開審査会の運営

東京都情報公開審査会は、12人の委員で構成され、公文書の開示請求に対する決定について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合に、当該審査請求に係る審査庁の諮問に応じて開示・非開示決定の当否を審議するため設置されている。広報広聴部情報公開課は、この審査会の運営事務を執り行っている。

・令和元年度 審議等の状況 （単位：件）

開催回数	新規諮問	審議中	答申	諮問取下げ
31回 (うち総会1回)	209	221	33	2

## (2) 個人情報保護制度

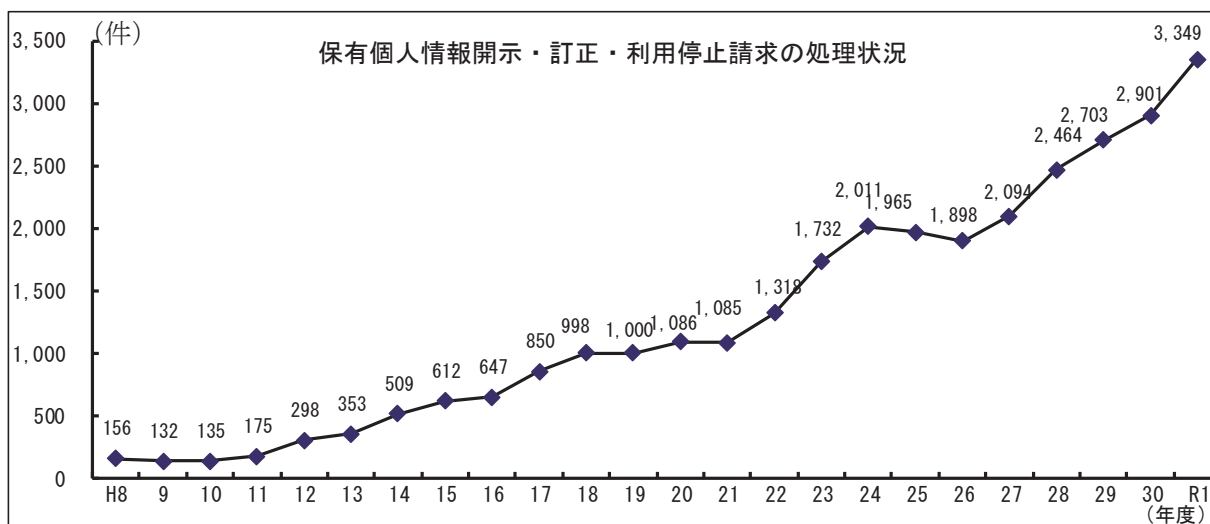
東京都個人情報の保護に関する条例に基づいて、都が保有する個人情報の取扱いに適正を期すとともに、民間部門における個人情報の取扱いについても意識啓発や指導を行い、個人の権利利益の保護を図っている。

### ア 保有（特定）個人情報開示・訂正・利用停止事務

保有（特定）個人情報開示・訂正・利用停止事務の総合窓口として、保有（特定）個人情報開示等の相談、受付を行うほか、保有（特定）個人情報の開示・非開示決定等に当たっての全庁的調整、保有（特定）個人情報の運用状況の集計及び公表を行っている。

・令和元年度 保有個人情報開示・訂正・利用停止請求の処理状況 (単位：件)

総 計	開示決定等の件数	開 示	一部開示	非 開 示	不存在等
	3,349	904	2,028	70	344
	訂正決定等の件数	訂 正	一部訂正	非訂正等	
	2	0	0	2	
	利用停止決定等の件数	利用停止	利用一部停止	利用非停止	
1	0	0	1		



・令和元年度 保有特定個人情報開示・訂正・利用停止請求の処理状況 (単位：件)

総 計	開示決定等の件数	開 示	一部開示	非 開 示	不存在等
	0	0	0	0	0
	訂正決定等の件数	訂 正	一部訂正	非 訂 正	
	0	0	0	0	
	利用停止決定等の件数	利用停止	利用一部停止	利用非停止	
0	0	0	0		

イ 東京都個人情報保護審査会の運営

東京都個人情報保護審査会は、12人の委員で構成され、保有個人情報の開示・訂正・利用停止の請求に対する決定について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合に、当該審査請求に係る審査庁の諮問に応じて開示・非開示決定、訂正・非訂正決定又は利用停止・利用非停止決定の可否を審議するため設置されている。広報広聴部情報公開課は、この審査会の運営事務を執り行っている。

・令和元年度 審議等の状況 (単位：件)

開催回数	新規諮問	審議中	答申	諮問取下げ
31回 (うち総会1回)	60	71	28	7

ウ 個人情報保護に係る相談

個人情報の保護を図るため、平成17年4月に相談総合窓口を設け、東京都消費生活総合センター等と連携し、都民、事業者等からの相談を受け、助言、あっせん、情報提供等を行っている。

- ・相談日時 月曜日～金曜日（国民の祝日・年末年始を除く。） 午前9時～午後5時
- ・令和元年度実績 相談受付件数237件

エ 民間部門への普及、啓発

事業者が個人情報を適切に取り扱い、都民の権利利益を侵害することのないよう、説明会の開催、啓発用パンフレットの作成・配布などにより、都民、事業者等に対し、個人情報保護の意識啓発に努めている。

オ 特定個人情報保護制度の運用

マイナンバー制度の導入により制定した東京都個人情報の保護に関する条例の特例を定める東京都特定個人情報の保護に関する条例に基づき、特定個人情報保護評価、特定個人情報保護監査、庁内への意識啓発等を行い、都における特定個人情報の安全かつ適正な取扱いを図っている。

・特定個人情報保護評価の実施

マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル（特定個人情報ファイル）を保有しようとする者又は保有する者（国の行政機関や地方公共団体等）は、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられている。評価の対象となる事務を所管する評価実施機関（知事、行政委員会等）は、その事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて評価書に記載し、国の個人情報保護委員会に提出するが、広報広聴部情報公開課は、評価実施機関がこの特定個人情報保護評価書を作成するに当たり、助言・審査を行っている。

また、特定個人情報保護評価書の第三者点検を行うため平成26年度に東京都情報公開・個人情報保護審議会に設置された特定個人情報保護評価部会について、その運営事務を執り行っている。

・特定個人情報保護評価部会 令和元年度 審議等の状況 (単位：件)

開催回数	新規諮問	審議中	答申	諮問取下げ
10	9	0	9	0

・特定個人情報保護監査の実施

地方自治体におけるマイナンバーの利用等に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の法令により厳格な取扱いを求められており、安全管理措置の一つとして、特定個人情報の取扱状況を把握し適切な改善を行うために、特定個人情報保護監査を実施することが義務付けられている。

広報広聴部情報公開課は、条例所管課として東京都における特定個人情報保護監査の実施手順を定め、各局に対して内部監査人養成研修を実施し、各局における監査の円滑な実施を支援している。

### (3) 東京都情報公開・個人情報保護審議会の運営

東京都情報公開・個人情報保護審議会は10人の委員（臨時委員2名を含む。）で構成され、情報公開制度、個人情報保護制度に関する重要な事項について、知事等実施機関の諮問を受けて審議し、又は実施機関に意見を述べるため設置されている。広報広聴部情報公開課は、この審議会の運営事務を執り行っている。

・令和元年度実績

会議名	開催日	審議等の概要
第71回	令和元年7月3日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長の選任について</li> <li>・会長代理の指名について</li> <li>・部会の構成委員の指名について</li> </ul> <p>住民基本台帳ネットワーク部会／特定個人情報保護評価部会</p> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都公文書の管理に関する条例の改正とそれに伴う東京都情報公開条例の改正について</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆるマイナンバー法）等の改正について</li> <li>・住民基本台帳ネットワーク部会からの報告</li> </ul>
第72回	令和2年2月6日	<p>&lt;報告事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護制度を巡る最近の動向について</li> <li>・平成30年度東京都の情報公開制度の運用状況について</li> <li>・平成30年度東京都の個人情報保護制度の運用状況について</li> <li>・存否応答拒否について</li> <li>・保有個人情報・特定個人情報取扱事務届出事項（新規開始事項）について</li> <li>・特定個人情報保護評価部会からの報告</li> </ul>